

～三万年先未来への日帰り旅行～

# 「ディマシオ美術館」世界最大の油彩画見学と

## 新冠町取れたて野菜を使ったランチ！！

設定日：2014年5月10日(土) 11日(日) 17日(土) 18日(日)  
24日(土) 25日(日) 31日(土)

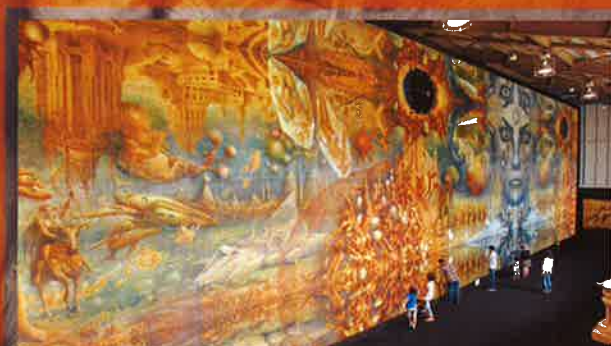
旅行代金 大人4,980円  
おひとり様 小人4,120円

※大人12歳以上 小人3歳以上11歳以下  
2歳以下無料(バス座席なし 昼食なし)

最少催行人数：25名  
催行決定日：出発の前日から起算して9日前  
ガイド/添乗員：なし  
昼食：付き  
旅行代金に：バス代金・昼食代  
含まれるもの：ディマシオ美術館入館料  
食後のドリンク代



ジェラルド・ディマシオとは・・・フランスの幻想絵画。レオナルド・ダ・ヴィンチらルネッサンスの巨匠の描き方を深く研究し、解剖学や建築学も学んで生み出された優れた芸術性と洗練された高度な技法で油彩画などを描く。



1997年カルタゴの大聖堂で初公開されて以来、幻の大作となっていた高さ9m×幅27mの油彩画は、新冠町の旧小学校体育館を改装した美術館に初めて常時展示となった。  
※館内はすべて写真撮影可能!!



昼食メニューは新冠町の取れたて野菜をふんだんに使ったカレーライスとサラダのセット。(カレーライスとサラダはおかわり無料)セットのデザートには地元ホロシリ牛乳を使ったいちごのパバロアも付いています。



ディマシオ美術館は自然に囲まれた場所に有り、新冠町の大自然の中にたたずんでいます。館内でコーヒーを飲みながら、ゆっくりと過ごしてください。

### 行程

【→・・・バス移動】

アートホテルズ札幌 (9:00 発)→札幌東急イン (9:10 発)→大通公園 (9:20 発)  
→センチュリーロイヤルホテル (9:30 発)→札幌北IC→美沢PA (トイレ休憩 約15分)  
→日高門別IC→ディマシオ美術館 (昼食・下車見学 12:10 頃着 / 14:40 発 ゆったり  
約2時間30分見学)→日高門別IC→美沢PA (トイレ休憩 約15分)→札幌北IC→  
センチュリーロイヤルホテル (17:20 頃着)→大通公園 (17:30 頃着)→札幌東急イン  
(17:40 頃着)→アートホテルズ札幌 (17:50 頃着)

※写真は全てイメージです



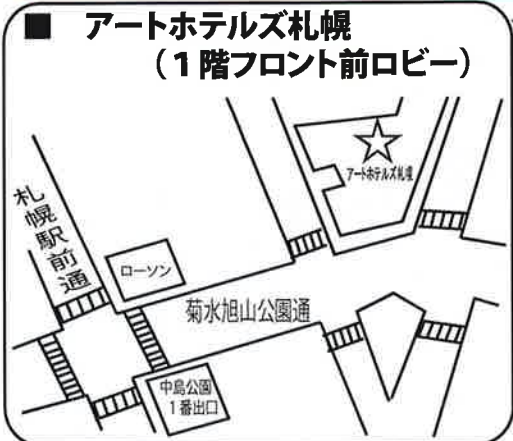
# お申込みからご出発まで

- ①電話で出発日、参加人数、参加者名、住所、乗車場所をご連絡ください。
  - ②出発日の9日前までに催行決定をご連絡致します。
  - ③弊社指定銀行に旅行代金をお振込ください。(振込手数料につきましては、お客様負担となります。予めご了承ください。)
 

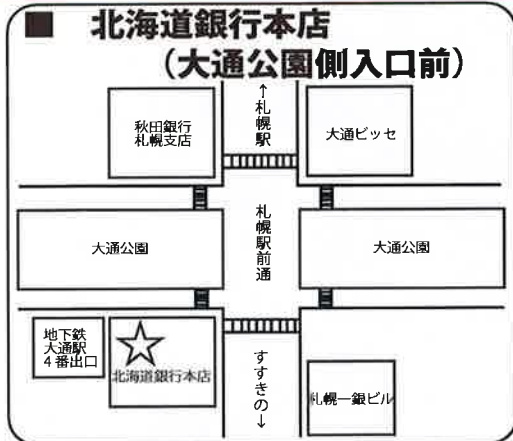
振込先銀行 ※いずれかの口座にお振込となります。

    - 1)北海道銀行 札幌駅前支店 普通預金 口座番号:1735550 口座名:北海道アクセスネットワーク㈱
    - 2)北洋銀行 札幌駅南口支店 普通預金 口座番号:4394505 口座名:北海道アクセスネットワーク㈱
    - 3)りそな銀行 札幌支店 普通預金 口座番号:1522740 口座名:北海道アクセスネットワーク㈱
  - ④ご出発当日は事前にお申し込み頂いた集合場所に出発の10分前までにお越しください。受付は乗務員が行います。
- ※当日緊急連絡先 011-219-4424(朝7:30~9:00まで)

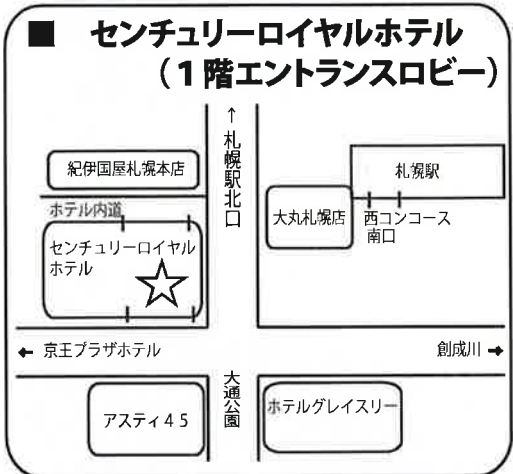
## 集合場所 (☆ご集合場所)



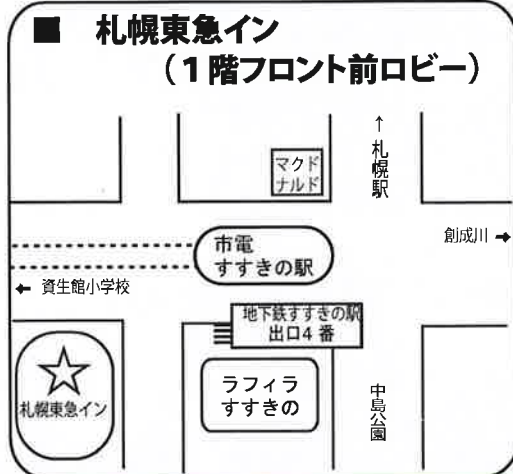
☆アートホテルズ札幌  
南北線中島公園駅  
徒歩5分



☆北海道銀行本店  
地下鉄大通駅  
4番出口  
徒歩1分



☆センチュリーロイヤル  
ホテル  
JR・地下鉄札幌駅  
西コンコース南口  
徒歩5分



☆札幌東急イン  
地下鉄すすきの駅  
4番出口  
徒歩5分

## お申し込みのご案内 (国内企画旅行条件説明書面)

この書面は、旅行業法第12条4による取引条件説明書面及び旅行契約が締結された場合は同法12条5により交付する契約書面の一部となります。この旅行は、北海道アクセスネットワーク株式会社(以下「当社」といふ)が旅行を企画して実施するものであり、お客様は当社と企画旅行契約(以下「契約」といふ)を締結することとなります。

1. 旅行のお申し込みと契約成立
  - (1) 特定の旅行申込書に所定事項を記入の上、次に定める申込金を添えてお申し込みいただきます。申込金は旅行代金とは別納付しは、但し全額として取り扱います。
 

旅行代金	3万円未満	6万円未満	10万円未満	10万円以上
申込金(お一人様)	6,000円	12,000円	20,000円	30,000円

 ※10日以内にお申し込みの場合は、当社が指定する期日までに支払っていただきます。  
 ※10日以内にお申し込みの場合は、当社が指定する期日までに支払っていただきます。
  - (2) 参加されるお客様のうち旅行開始日に満12歳以上のの方は大人料金、満3歳以上12歳未満の方は子供料金となります。但し、乳幼児の方も産前、産後、食事などを希望される場合は子供の旅行代金が適用となります。また子供料金が適用の場合は大人と同額となります。
  - (3) 電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3日以内に申込書のお支払いが必要となります。
  - (4) 旅行開始日の前日または前日のお支払いのお申し込みを以て成立となります。
  - (5) 旅行代金に含まれるもの、含まれないもの
    - 当ウェブサイトに表示しない交通費、宿泊費、食費及びその消費税等後納相当額が含まれています。これらの諸費用はお客様のご都合により一部利用されない場合でも払い戻しいたしません。行程に含まれない交通費、飲食費及び個人的性質の諸費用は含まれていません。
2. 最少催行人員
 

大人25名様
3. 旅行代金の変更
4. 旅行内容・旅行代金の変更
- (1) 当社は天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の旅行計画によらぬ運送サービスの提供、その他の当社の都合で行程の変更が生じた場合、契約内容を要する場合があります。その変更に伴って旅行代金を要する場合があります。
- (2) 旅行開始日の前日または前日にお申し込みのキャンセルを要する場合は、旅行開始日の前日または前日にお申し込みのキャンセルを要する場合があります。この場合旅行開始日の前日から起算して15日以内にお申し込みのキャンセルを要する場合があります。

5. お客様からの旅行契約の解除
 

お客様は次の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお旅行契約の解除期日は、当社の営業日・営業時間内におけるお申し込みの日時を基準とします。なおお客様の都合で旅行開始日のあるコースを変更される場合は、また申込人数から一部の人数が取消される場合も上記取消料の対象となります。

取消日	旅行開始日の前日(前日)まで	旅行開始日の前日	旅行開始当日(旅行開始前)	旅行開始後(無連絡不参加)
取消料率	30%	40%	50%	100%
6. 当社からの旅行契約の解除及び履行の中止
- (1) 当社は次に掲げる場合において旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
  - ① 申込人数が最少催行人員に満たないときは、旅行の実施を中止します。この場合旅行開始日の前日から起算して15日以内、日曜旅行にあっては旅行開始日の前日より前日までの前日までに旅行を中止する旨を通知します。 ② お客様が当社にあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行の条件を満たしていないことが判明したとき。
  - ③ お客様が病気その他の事由により当該旅行にたえられないと認めるとき。 ④ お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
- (2) 集合時刻を過ぎて集合場所にお越しにならないときは旅行契約を解除することがあります。この場合権利放棄とみなし払い戻しいたしません。
7. 当社の責任及び免責事項
- (1) 当社は旅行契約の履行に当たって、当社の故意又は過失による損害を免れたいときはその損害を賠償する責に任じます。ただし損害発生日から2年以内に当社に対して通知がなかった場合は、損害を免れたいときはその損害を賠償する責に任じます。
  - ① 天災地変、戦乱、暴動又はこれら以外の事由による損害を免れたいときはその損害を賠償する責に任じます。ただし損害発生日から2年以内に当社に対して通知がなかった場合は、損害を免れたいときはその損害を賠償する責に任じます。
  - ② 天災地変、戦乱、暴動又はこれら以外の事由による損害を免れたいときはその損害を賠償する責に任じます。ただし損害発生日から2年以内に当社に対して通知がなかった場合は、損害を賠償する責に任じます。
  - ③ 天災地変、戦乱、暴動又はこれら以外の事由による損害を免れたいときはその損害を賠償する責に任じます。ただし損害発生日から2年以内に当社に対して通知がなかった場合は、損害を賠償する責に任じます。

8. お客様の責任  
 (1) お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当社がお客様は損害を賠償しなければなりません。  
 (2) お客様は当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。  
 (3) お客様は旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

9. 旅行保証  
 (1) 旅行契約内容に次のような重要な変更が生じた場合は、旅行代金に1~5%の予定の率を乗じた額の変更保証金を支払います。ただし企画旅行につき合計15%を上限とし、また保証金の額が1000円未満のときはお支払いいたしません。  
 ① 旅行開始日又は旅行終了日 ② 入場する観光地又は観光施設、レストラン、その他の旅行目的地 ③ 運送機関の等級又は設備の等級 ④ 運送手段の変更 ⑤ 運送手段の変更 ⑥ 運送手段の変更 ⑦ 運送手段の変更 ⑧ 運送手段の変更 ⑨ 運送手段の変更 ⑩ 運送手段の変更 ⑪ 運送手段の変更 ⑫ 運送手段の変更 ⑬ 運送手段の変更 ⑭ 運送手段の変更 ⑮ 運送手段の変更 ⑯ 運送手段の変更 ⑰ 運送手段の変更 ⑱ 運送手段の変更 ⑲ 運送手段の変更 ⑳ 運送手段の変更 ㉑ 運送手段の変更 ㉒ 運送手段の変更 ㉓ 運送手段の変更 ㉔ 運送手段の変更 ㉕ 運送手段の変更 ㉖ 運送手段の変更 ㉗ 運送手段の変更 ㉘ 運送手段の変更 ㉙ 運送手段の変更 ㉚ 運送手段の変更 ㉛ 運送手段の変更 ㉜ 運送手段の変更 ㉝ 運送手段の変更 ㉞ 運送手段の変更 ㉟ 運送手段の変更 ㊱ 運送手段の変更 ㊲ 運送手段の変更 ㊳ 運送手段の変更 ㊴ 運送手段の変更 ㊵ 運送手段の変更 ㊶ 運送手段の変更 ㊷ 運送手段の変更 ㊸ 運送手段の変更 ㊹ 運送手段の変更 ㊺ 運送手段の変更 ㊻ 運送手段の変更 ㊼ 運送手段の変更 ㊽ 運送手段の変更 ㊾ 運送手段の変更 ㊿ 運送手段の変更

10. 特別補償  
 当社は特別補償規定の定めるところにより、お客様が旅行中にその身体又は荷物は被った一定の損害について、補償金及び見舞金を支払います。ただしその損害が疾病、お客様の故意、酒酔い・運転又は危険な活動中の事故によるものであるときは、当社が上記の補償金及び見舞金を支払いません。

11. 基準曜日  
 この旅行条件は平成26年4月1日現在を基準としています

**予約先・営業時間** Access 北海道知事登録旅行業第2-485号  
 ★国内旅行業務取扱管理者 山崎裕司

旅行企画・実施 受付時間 9:00~18:00 年中無休

**北海道アクセスネットワーク株式会社**  
**011-219-4411**  
 〒060-0042 札幌市中央区大通西6丁目10-11 北都ビル

**北海道リゾートライナー** 検索  
<http://www.access-n.jp>